

議会運営委員会資料
令和6年3月19日

令和6年かすみがうら市議会第1回定例会
委員会提出議案（案）

令和6年3月19日

かすみがうら市議会

目次

委員会発議第 1 号 市長の専決処分事項の指定について	1～2
-----------------------------	-----

(参考資料)

○ 付議事件新旧対照表	
市長の専決処分事項の指定について 新旧対照表	3
○ 地方自治法の規定等（一部抜粋）	
地方自治法の規定及び新旧対照表	4

委員会提出議案第1号

市長の専決処分事項の指定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年3月19日提出

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信 様

提出者 議会運営委員会
委員長 矢口 龍人

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を、次のように指定する。

- 1 議会の議決を経た工事の請負契約について、請負金額を500万円以内において変更すること。
- 2 市が当事者である訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁で、その目的の価格が100万円以下のものに関する事。
- 3 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1件の金額が100万円以下のものに関する事。
- 4 法第243条の2の8第8項の規定に基づき職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の額が1件50万円以下のものの免除に関する事。

附 則

- 1 この議決の効力は、議決の日から生じるものとする。
- 2 市長の専決処分事項の指定について（令和2年9月24日議決）は、廃止する。

(参考資料)

市長の専決処分事項の指定について 新旧対照表

改正前	改正後
1 議会の議決を経た工事の請負契約について、請負金額を 500 万円以内において変更すること。	1 議会の議決を経た工事の請負契約について、請負金額を 500 万円以内において変更すること。
2 市が当事者である訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁で、その目的の価格が 100 万円以下のものに関すること。	2 市が当事者である訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁で、その目的の価格が 100 万円以下のものに関すること。
3 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1 件の金額が 100 万円以下のものに関すること。	3 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1 件の金額が 100 万円以下のものに関すること。
4 法第 243 条の 2 の 2 第 8 項 の規定に基づき職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の額が 1 件 50 万円以下のものの免除に関すること	4 法第 243 条の 2 の 8 第 8 項 の規定に基づき職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の額が 1 件 50 万円以下のものの免除に関すること

1. 地方自治法の規定（一部抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2. 地方自治法の改正（一部抜粋） 新旧対照表

改正前	改正後
（職員の賠償責任） 第二百四十三条の二の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。 一 支出負担行為 二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認 三 支出又は支払 四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査 2～14（略）	（職員の賠償責任） 第二百四十三条の二の八 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。 一 支出負担行為 二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認 三 支出又は支払 四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査 2～14（略）